

意見書案第1号

令和5年3月9日提出

文教消防委員会

委員長 山本智紀

令和5年3月20日 原案可決

学校給食費の支援拡充を求める意見書について

学校給食費の支援拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

記

学校給食費の支援拡充を求める意見書

本市の学校給食は昭和29年開始以来、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた豊かな食事の提供により、健康の増進、体位の向上を図るとともに、食に関する正しい理解や食習慣を身につける実践活動の場として、あるいは郷土料理や行事食を提供することで、地域の文化や伝統に関心を深めることができるなど、教育の一環、食育の推進として大きな役割を担ってきた。

学校給食費については、国の基本方針は、食材費実費負担を原則としているが、生活保護等、家庭の経済状況が厳しい場合は、国は就学援助として支援し、さらなる負担軽減については各自治体において地域の実情に応じて検討することとしている。保護者負担は子ども1人当たり年間5万円程度、義務教育の9年間で約45万円の負担となり、特に多子世帯となると経済的負担は小さくはない。さらに昨今の物価高騰により保護者や自治体への負担増も懸念されている。本市では、令和4年度、国の地方創生臨時交付金を充当し、給食費の値上げを回避したものの、電気代等の公費負担分については市単独で補正予算を編成し対応した。さらに、令和5年度も、物価高騰が止まらない中、国の支援は見込めず、取り巻く状況はさらなる厳しさが推察される。

一方、全国では、小規模自治体を中心に、給食費の無償化を含め、子育て支援策の一つとして様々な取組が進められている。さらに、東京や大阪圏を中心とした大規模自治体でも追随する動きが見られ、自治体間格差は顕著化している。

このような中、今国会では、岸田総理は異次元の少子化対策を断行するために子育て関連予算の倍増を表明された。また、子育て家庭への経済支援について、家庭から社会全体で支えるとする考え方に転換し、児童手当の所得制限を撤廃する考えも示されている。そ

こで、学校給食費に関しても、自治体の財政力による地域間や所得の格差を是正し、ユニバーサルサービスとして全国一律の制度として拡充すべきと認識している。

よって、学校給食費に関し、国は、疲弊する自治体に対し支援を継続すること、さらには少子化対策の観点から保護者負担の軽減の拡充を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣